

## 高知県北川村「委託型地域おこし協力隊」募集要項

北川村は高知県の東部に位置し、村域のほぼ中央部を南下する奈半利川を挟んだ、東西最大幅約17km、南北最大幅約23kmにわたる中山間地域です。主産業は日本有数の生産量を誇る「ゆず」を中心とした農業や村面積の約95%を占める森林を活用した林業、北川村「モネの庭」マルモッタンや中岡慎太郎館、北川村温泉などによる観光産業となっています。一方、中山間地域であることから少子高齢化、人口の流出による産業の衰退などの大きな問題を本村においても抱えており、活力ある元気なむらづくりが急務となっています。

そこで、地域外から地域の将来の担い手となる人材を受け入れ、地域活性化に繋がる新たな発見や地域コミュニティの担い手としての役割、ゆず栽培を軸とした起業農業者を育成するため、「委託型地域おこし協力隊」を募集します。

### ① 委託型地域おこし協力隊員

契約終了後に新規就農の意欲を有し、かつ、実現可能性が高いと判断される者

#### 1. 業務概要

- ゆず農家における研修を通じた生産技術の習得と当該生産技術の普及啓発
- 移住受け入れ促進交流に関する活動
- その他目的達成に資する活動

#### 2. 募集対象

下記（１）～（７）のすべての要件を満たす方

- （１）年齢18歳以上（令和3年4月1日時点）かつ就農予定時の年齢が概ね50歳未満の方
- （２）都市地域等（条件不利地域以外）から、北川村へ住民票を異動させて生活できる方  
（北川村地域おこし協力隊設置要綱に該当する方）
- （３）心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- （４）地域住民とコミュニケーションを図れ、地域行事などに積極的に参加できる方
- （５）協力隊終了後も北川村に定住する意思のある方
- （６）普通自動車運転免許を有し、日常的に利用されている方
- （７）次に該当しない方
  - ・成年被後見人又は被保佐人
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - ・公務員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 3. 募集人員

1名

#### 4. 勤務地

北川村内の協力先農家

## 5. 活動日数

活動日数は月16日以上とし、詳細は協力先農家と協議し決定します。

## 6. 雇用形態及び期間

- (1) 村と業務委託契約を締結し活動します。
- (2) 初年度の委託契約期間は契約日から当該年度末日までです。  
委託契約期間は契約の日から最長3年間とし、年度ごとに更新するものとします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、委託契約期間中であっても契約を取り消すことができるものとします。

## 7. 報酬

2,900,000円／年を上限として、活動期間に応じた額を月々支払います。

※ 翌月の15日に支給します。

## 8. 福利厚生等

- (1) 委託契約期間中は、活動に必要な公用車・草刈り機等の道具を貸与します。
- (2) 村内での暮らしには移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車の持ち込みをお勧めします。
- (3) 居住地として、村が用意する住宅に居住してもらいます。(水道光熱費は個人負担です。)
- (4) 業務委託契約のため健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。
- (5) 傷害保険に加入させていただきます。

## 9. 応募手続

- (1) 応募受付期限

随時

- (2) 提出書類

下記の書類を郵送または直接持参してください。なお、提出した書類は返却しません。

- ・応募用紙(別紙様式)
- ・履歴書(市販のもので可。直筆及び写真貼付)
- ・作文(A4サイズで書式自由、パソコンでの作成可)

※題名「私の考える地域と農業」について、1,000文字程度で作文を作成してください。なお、作文の最初に住所と氏名を記入してください。

- (3) お申し込み・お問い合わせ

〒781-6441 高知県安芸郡北川村野友甲1530番地

北川村役場産業政策課

電話：0887-32-1221

メールアドレス：[sangyo@vill.kitagawa.lg.jp](mailto:sangyo@vill.kitagawa.lg.jp)

## 10. 選考

(1) 第1次選考（書類）

書類選考の上、概ね1ヶ月以内に文書で結果を通知します。

(2) 第2次選考（面接等）

第1次選考合格者を対象として結果通知後概ね1ヶ月以内に、北川村役場において第2次選考試験を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、2次選考後概ね1ヶ月以内に文書で通知します。

※住民票の異動は必ず地域おこし協力隊委託契約以降に行ってください。

それ以前に住所を異動させると、応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。